

緑豊かな生活環境の保全と創造 (山梨県環境緑化条例)

山梨県環境緑化条例の目的

県民の健康で文化的な生活を確保するためには、緑豊かな生活環境をつくることが重要であることから、県では、県土の環境緑化に関し必要な事項を定め、環境緑化推進を図ることを目的に環境緑化条例を制定しています。

この条例において「環境緑化」とは、樹木、草花、芝等を植栽し、育成し、及び保護することにより、地域住民の生活環境に緑地を確保することをいいます。

山梨県環境緑化条例の概要

環境緑化計画の策定
(山梨県緑化計画)
基本方針
目標・施策の方法
推進体制

市町村との連携
県は、環境緑化施策を実施するときは市町村との連携に努める。

知識の普及
環境緑化に関する知識の普及を図る。

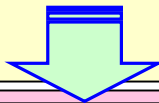
自発的な活動の促進
民間の団体が自発的に行う環境緑化に関する活動を促進するため、情報提供、人材の育成等の措置を講ずる。

公共施設・事業所等の環境緑化
環境緑化基準を指標に環境緑化に努める。

県民の環境緑化
自己の居住する地域の環境緑化に寄与するよう、所有・管理する土地の環境緑化に努める。

環境モデル事業の実施
環境緑化に関するモデル事業を実施する。

緑化樹の養成
公共施設の効果的な環境緑化の推進を図るため、地域の特性に応じた樹木を養成する。



環境緑化基準：施設毎の緑地基準

学校

運動場を除く敷地については、敷地面積の**20%以上**の緑地があること。
運動場については、敷地面積の**5%以上**の緑地があること

公園

敷地面積の**30%以上**の緑地があること。

公営住宅、庁舎、その他の公共施設

敷地面積の**20%以上**の緑地があること。

製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に係る事業所等
(敷地面積2,000㎡以上)

敷地面積の**20%以上**の緑地があること。

その他の事業所等
(敷地面積2,000㎡以上)

敷地面積の**5%以上**の緑地があること。

環境緑化基準を指標に環境緑化に努めましょう！

問い合わせ先

山梨県 森林環境部 みどり自然課 緑化担当

TEL: 055 - 223 - 1523

FAX: 055 - 223 - 1559

e-mail : midori@pref.yamanashi.lg.jp